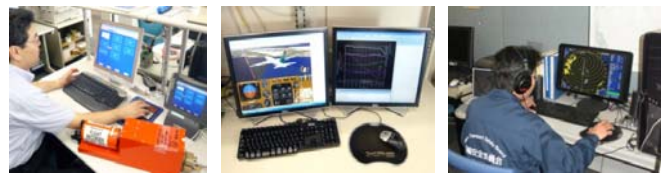


# 運輸安全委員会 事故調査の流れ

1. 事故発生を受け、指名された事故調査官が現地に派遣され「事実調査」を行います。  
(関係者からの聴取、関係物件の検査、関係資料の収集など)



2. 事故調査官は、収集した様々なデータなどの解析を行うほか必要な実験等の結果も取り入れ、事故調査報告書案を作成します。



3. 事故調査報告書案は当委員会の委員より構成される会議（委員会・各部会）にかけられ、必要があれば、さらなる事実調査、解析が行われ、審議を深めます。



4. 審議の最終段階として事故調査報告書案について、原因関係者からの意見聴取を行います。



(また、事故調査報告書案について、関係国への意見照会を行う必要のある場合があり、その回答を得るのに数か月を要する場合があります。)



5. 事故調査報告書案の委員会・部会での議決



6. 事故調査報告書の国土交通大臣への提出、公表
  - ・事故等の再発防止や事故による被害の軽減のための施策・措置について、関係行政機関の長や事故の原因関係者等に勧告・意見等を述べることがあります。
  - ・運輸安全委員会ホームページに掲載します。

